

議会調査レポート

第30号

「政治分野における男女共同参画の
推進に関する法律」の改正について

はじめに

法律及び改正の概要について

令和3年8月

福岡市議会事務局

目次

	(頁)
はじめに	1
法律及び改正の概要について	
(1) 改正前の法律の概要	2
(2) 改正の概要.....	3
参考資料.....	4

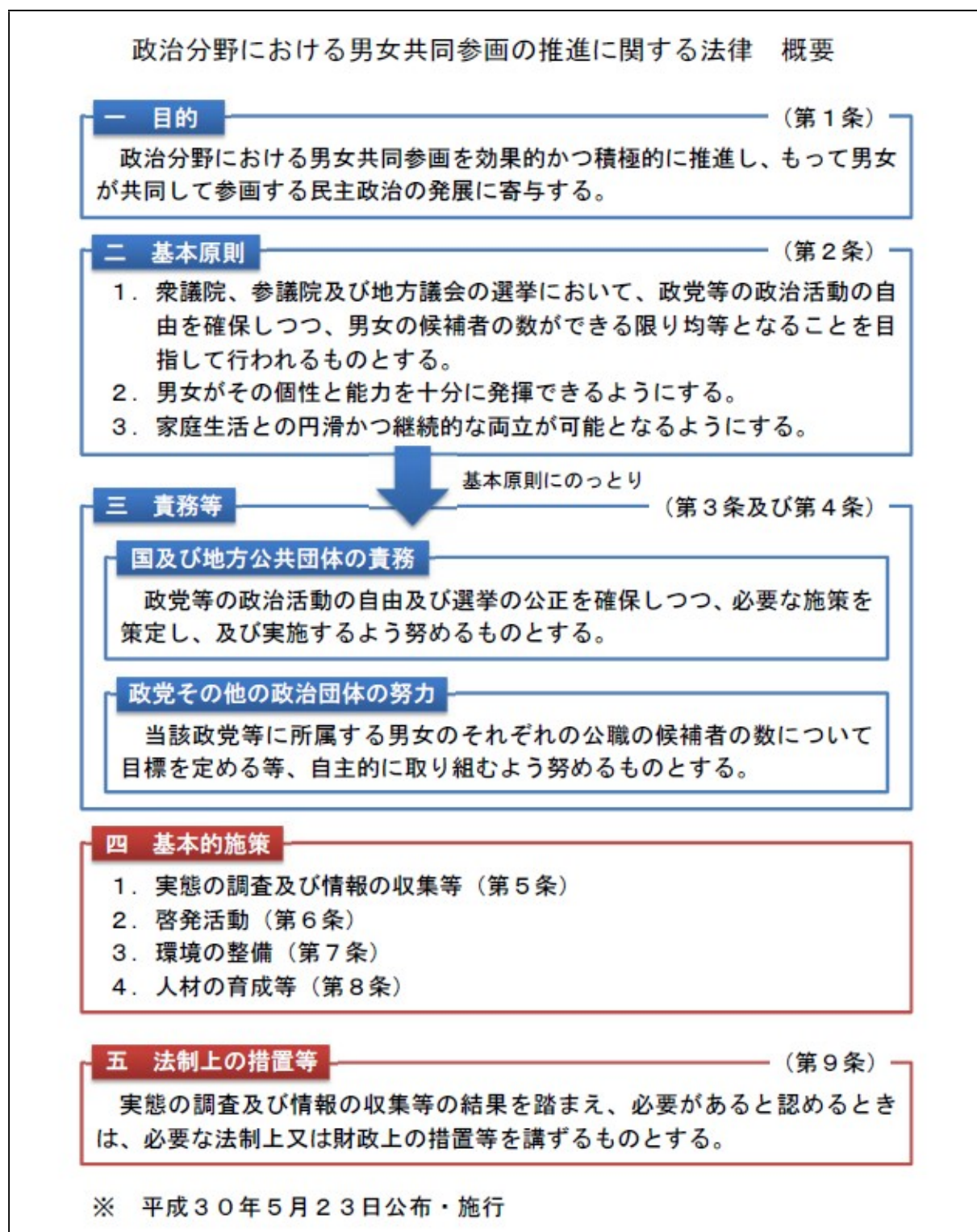
はじめに

男女を問わず、立候補や議員活動等をしやすい環境整備などが必要という背景から、本年6月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（以下、「法律」）が改正されました。

この改正により、地方議会が、政治分野における男女共同参画の推進に積極的に取り組むこと等に関する規定が追加されたため（法律第2条第4項）、改正の概要等についてレポートするものです。

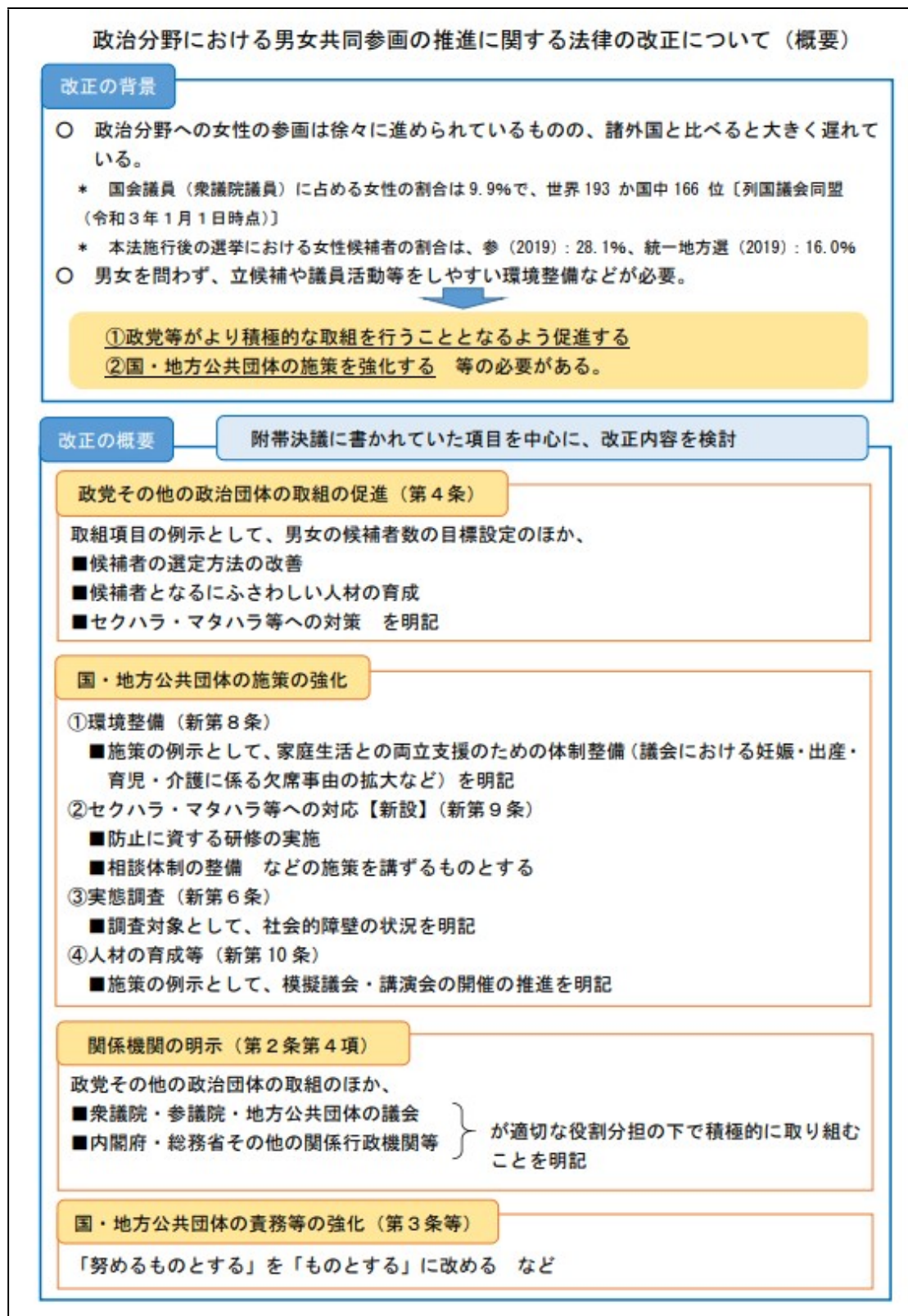
法律及び改正の概要について

(1) 改正前の法律の概要¹



¹ 内閣府男女共同参画局ホームページ

(2) 改正の概要²



² 内閣府男女共同参画局ホームページ

参考資料

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成30年 5月23日法律第28号

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律をここに公布する。

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

（令3法67・一部改正）

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

- 2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(令3法67・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(令3法67・一部改正)

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(令3法67・一部改正)

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(令3法67・追加)

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの（次項において「社会的障壁」という。）及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供（同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(令3法67・一部改正・旧第五条繰下)

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令3法67・一部改正・旧第六条繰下)

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(令3法67・一部改正・旧第七条繰下)

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(令3法67・追加)

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(令3法67・一部改正・旧第八条繰下)

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(令3法67・一部改正・旧第九条繰下)

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三・六・一六法六七)

この法律は、公布の日から施行する。

© 2021 Westlaw Japan K.K., all rights reserved

〔平成三十年五月十五日〕
参議院内閣委員会

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 本法第五条（実態の調査及び情報の収集等）の規定に基づき、内閣府は、首長、閣僚、国会議員及び政党における女性の割合、議会における両立支援体制の状況、政党における女性候補者の状況、女性の政治参画への障壁等に関する実態調査、研究、資料の収集及び提供を行うこと。また、総務省は、地方公共団体の議会の議員及び長の男女別人数並びに国政選挙における立候補届出時の男女別人数の調査結果を提供するとともに、地方公共団体に対する当該調査等への協力の依頼を行うこと。

二 本法第六条（啓発活動）の規定に基づき行われる啓発活動に資するよう、内閣府は、国内外の政治分野の男女共同参画の推進状況に関する「見える化」を推進すること。

三 本法第七条（環境整備）の規定に基づき、内閣府は、国会及び地方議会における議員の両立支援体制等の環境整備に関する調査及び情報提供を行うこと。また、総務省は、地方議会において女性を含めたより幅広い層が議員として参画しやすい環境整備について検討を行うこと。

四 本法第八条（人材の育成等）の規定に基づき、内閣府は、各種研修や講演等の場において活用可能な男女共同参画の推進状況や女性の政治参画支援に関する情報等の資料の提供を行うこと。また、総務省は、内閣府と連携して男女共同参画をテーマとする啓発活動を実施するとともに、各種研修や講演等の場において各地方議会における「女性模擬議会」等の自主的な取組の紹介を行うこと。

右決議する。

³ 内閣府男女共同参画局ホームページ

福岡市議会会議規則の一部を改正する規則案

議員提出議案第 2 号

福岡市議会会議規則の一部を改正する規則案

上記の議案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年12月18日

福岡市議会

議長 阿部 真之助 様

提出者 福岡市議会議員

稲 員 稔 夫

川 上 多 恵

山 口 剛 司

山 口 湧 人

田 中 たかし

川 上 陽 平

大 原 弥寿男

中島 まさひろ

森 あやこ

近 藤 里 美

伊 藤 嘉 人

松 野 隆

天 野 こ う

倉 元 達 朗

理由

この規則案を提出したのは、議員が会議に出席できないときの理由として、育児及び家族の介護を追加する必要があるによる。

福岡市議会会議規則の一部を改正する規則

福岡市議会会議規則（昭和33年福岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「出産」の次に「，育児，家族の介護」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

※令和2年12月18日可決、令和2年12月21日施行

議会調査レポート第30号

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正について

令和3年8月 発行

編集発行 福岡市議会事務局 調査法制課
福岡市中央区天神一丁目8番1号
TEL 092-711-4749
FAX 092-733-5869